

# 桜ヶ丘総合センターだより



2023 夏号  
SUMMER

住所：大淀町下湊1223 (☎) 0747-52-5402

## 7月は『差別をなくす強調月間』です。

1969(昭和44)年に同和対策事業特別措置法が施行されたことを記念して、県では毎年7月を「差別をなくす強調月間」と設定  
町では、人権と暮らしを大切にすまちづくりを進めていくための人権啓発に取り組んでいます。

## 地震などの災害と人権問題



5月に入り、地震のニュース速報が多い様に思い調べてみると、5月の1か月だけで震度3以上の地震が40回を超え、震度5以上の地震が6回を越えているようです。震度3以上の地震が1か月に40回を超えたのは2021年4月以来で、また震度5以上の地震が6回を超えたのは2016年4月以来です。この時は熊本地震が起きています。

日本では大規模な災害が起こると、学校の体育館などを避難所に転用されるケースが多いですが、先進国ではこうした対応はあり得ないようです。2012年のイタリア北部で大地震が起きました。その数か月後の避難所には、大型テントが並び、被災した家族ごとに割り当てられていて、カーペットやベッドに冷暖房装置も設置されていたそうです。また、欧米では被災者に温かい食事を提供するの、当たり前になっているようです。「温かくて美味しいものを食べれば元気になる。それが、生活を立て直す上ではもっとも大事だ」と、避難所のスタッフは言ったそうです。このような内容の記事も書かれていました。しかし、避難所での女性や子育て家庭・高齢者等のプライバシーの配慮の問題も浮き彫りになっていたり、災害関連死が減らないなど、避難所の「生活の質」の向上が今後の課題とされているようです。この、災害時に設置される避難所にも国際基準があります。これは、全世界の災害被災者および難民の人権を守るための最低基準となっています。

しかし、気になった事は被災者に対する、いやがらせ・偏見・差別が起こっているという事です。東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所も地震と津波によって事故にあいました。放射性物質が放出された事により、風評被害に基づく偏見・差別が今も存在しているようです。自分もいつ被災者になるかもしれません。正しい情報を得て、相手の立場に立ち、思いやりのある行動を心がけましょう。いやがらせ・偏見・差別せずに、困っている方々の力になれるように、自分には何が出来るか考え手を差し伸べてみましょう。

